

宮城県民間投資促進特区(農業版)

復興特区法に基づく復興推進計画

による優遇制度等について

宮城県農政部農業振興課

- 宮城県では、甚大な被害を受けた農業の早期復旧・復興を目指すため、沿岸部の9市町と共同で、東日本大震災復興特別区域法(復興特区法)に基づき、農業版の復興推進計画(民間投資促進特区)を作成し、令和3年4月1日に内閣総理大臣から認定を受けました。
- この特区では、**農業及び関連業種を対象**としています。関連業種は「食料品製造業」「飲料・たばこ・飼料製造業(たばこ製造業を除く)」「飲食料品小売業」「宿泊業」「飲食店」「持ち帰り・配達飲食サービス業」の6業種を対象としますが、**関連業種につきましては、自ら農業生産を行うことを要件**としております。
- これらの業種を行う事業者の方々が、**復興産業集積区域内**で復興に寄与する事業(新規投資や被災者雇用等)を行う場合には、復興特区法施行規則に基づく**県の指定を受けることにより、税制の特例**を受けることができます。

■計画の目標

- ・沿岸部においては、震災により生産基盤の多くを失うことになり、営農の場、雇用の場が確保されていない状況が続いております。
- ・このような中において、新たな農業法人の設立や民間企業との連携による経営の大規模化、6次産業化などを進め、生産力の拡大と高付加価値化による収益性の高い農業を実現させ、**沿岸部における雇用の創出と地域経済・社会の復興につなげます。**

■復興産業集積区域

東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域(雇用等被害地域)である津波浸水地域及び隣接する地域内に、上記の目的を達成する農業経営体の確保を図る区域を市町ごとに指定。



復興推進計画の区域

石巻市、気仙沼市、名取市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、南三陸町

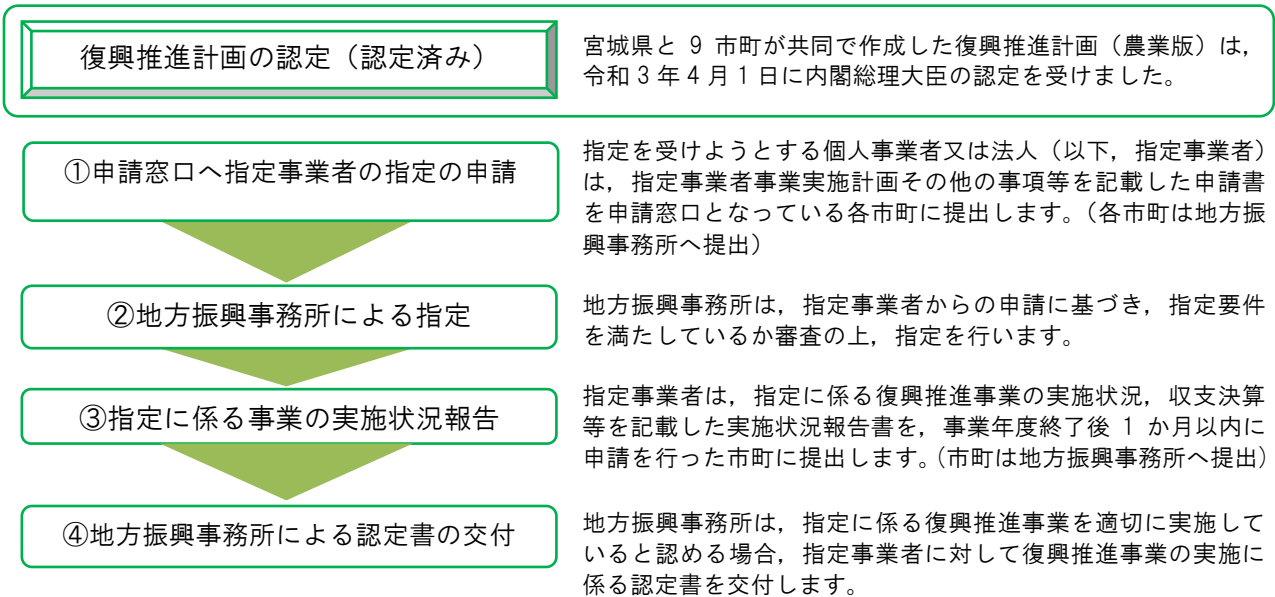
4市5町 計9市町

復興産業集積区域の詳細は、下記サイト内をご覧ください
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nosin/minnkanntokkunougyou.html>

特例を受けるには

特区による特例の適用を受ける場合には、認定地方公共団体（本県の場合は津波被災地域を管轄する地方振興事務所）の指定及び事業実施状況の認定が必要となります。※認定後、国税地方税窓口において、別途特例を受けるための申請等が必要となります。

■指定・認定の流れ



■指定申請・実施報告窓口

指定申請書及び実施報告書等の提出先は、各市町となりますが、指定・認定については、各県地方振興事務所が担当します。

詳しくは、県地方振興事務所農業振興部、農業改良普及センターに御相談ください。

【申請窓口及び認定・指定手続き等の窓口】

申請窓口 (書類の提出先)	指定・認定手続き※ 申請に関する相談
松島町, 七ヶ浜町	仙台地方振興事務所農業振興部 TEL:022-275-9250
	(松島町, 七ヶ浜町)
	仙台農業改良普及センター TEL:022-275-8320
名取市, 亶理町, 山元町	(名取市, 亶理町, 山元町)
	亶理農業改良普及センター TEL: 0223-34-1141
	東部地方振興事務所農業振興部 TEL:0225-95-7809
石巻市, 東松島市	石巻農業改良普及センター TEL:0225-95-1435
	気仙沼地方振興事務所農業振興部 TEL:0226-24-2534
気仙沼市, 南三陸町	気仙沼農業改良普及センター TEL:0226-24-8069

※「指定・認定手続き」を行う地方振興事務所でも申請に関する相談を行います。

資料に関するお問い合わせ：
 宮城県農政部農業振興課
 TEL : 022-211-2833
 E-Mail : nosinp@pref.miyagi.lg.jp